

# 資料

# 資料-1 笠間市環境基本条例

私たちのまち笠間は、北側は八溝山系に属する鶏足山塊につつまれ、中央には涸沼川の悠久の流れに臨み、農地や平地林が広がる豊かな自然に恵まれた、静かで落ちつきのあるまちとして発展してきた。

私たちの生活は、高度な科学技術等の恩恵を受けて、便利となり豊かなものとなってきたが、その反面で資源やエネルギーの大量消費、大量生産、大量廃棄という現象がもたらされ、産業型公害や生活型公害等が環境への様々な負荷を生み、自然の生態系や人体への影響まで懸念されるようになってきた。

私たちは、だれもが良好な環境の下で健康で安全かつ文化的な生活を営むとともに、将来の世代にその恵みを引き継ぐためには、これまでの生活様式や事業活動を見直し、自らの生活や行動を環境への負荷の少ないものに変えていき、人と自然が共生できるまち、やすらぎやゆとりの感じられるまちを目指して、市、市民、事業者がそれぞれの責務を果たし、本市を訪れる滞在者とも協力し合って行動していかなければならない。

ここに、笠間市の環境に関する基本理念を明らかにして、その方向を示し、将来に向かって、笠間市の良好な環境形成に関する取組みを、総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、笠間市(以下「市」という。)、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生じることをいう。

### (基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が環境から健全で豊かな恵みを受け、健康で文化的な生活を営むことができるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生することができる恵み豊かな環境を確保するために、樹林、農地、水辺等の自然環境を有効に活用しつつ保全し、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会が築かれるよう適切に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、市、市民、事業者及び滞在者が公平な役割分担と責務の自覚の下に、協働して自発的、積極的に行われなければならない。

4 環境の保全及び創造は、豊かな自然、歴史的文化等を保全するとともに、新たな地域環境を創造しつつ、これらを将来の市民に継承していかなければならない。

5 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、地域の環境とも密接に関係することから、市、市民及び事業者が自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

### (市の責務)

第4条 市は、基本理念ののっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定するとともに、実施する責務を有する。

### (市民の責務)

第5条 市民は、基本理念ののっとり、日常生活に伴う廃棄物の排出抑制、騒音の発生防止、屋外焼却行為の自粛等による環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念ののっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する施策に積極的に協力する責務を有する。

### (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念ののっとり、その事業活動を行うに当たっては、公害を未然に防止し、又は自然環境を良好に保全するために必要な措置を講じる責務を有する。

2 事業者は、基本理念ののっとり、自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生じる廃棄物の発生を抑制し、再利用等を行うことにより、その減量に努めるとともに、廃棄物を適正に処理する責務を有する。

3 事業者は、基本理念ののっとり、自らの責任と負担において、その事業活動にかかる製品その他のものが使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念ののっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する施策に積極的に協力する責務を有する。

### (滞在者の責務)

第7条 観光、レクリエーションその他の目的で本市に滞在する者は、環境への負荷の低減等、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する施策に積極的に協力する責務を有する。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針

### (施策の基本方針)

第8条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる環境の保全及び創造に関する基本的な施策を総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。
- (2) 人と自然との豊かな触れ合いを保つとともに、身近な緑や水辺などに恵まれた生活環境の確保、地域の特性が生かされた良好な景観の形成及び歴史的・文化的資源の保全を図ること。
- (3) 野生生物の生息及び生育環境に配慮すること等により、豊かな生態系を保持するとともに、河川、森林等の自然環境を体系的に保全すること。
- (4) 地域の都市環境及び自然環境に配慮した秩序ある開発が行われるために必要な措置を講じ、良好な都市形成の推進を図ること。
- (5) 資源の循環的な利用、エネルギーの消費の抑制、廃棄物の減量等を行い、資源循環型社会を形成すること。
- (6) 環境の保全及び創造に関する施策を効率的かつ効果的に推進するため、市、市民、事業者等との連携を強化し、環境に関する教育及び学習の推進を図ること。
- (7) 地球環境保全の推進を図ること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に必要な施策の推進を図ること。

### (環境基本計画)

第9条 市長は、前条の基本施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民及び事業者の意見を反映するための必要な措置を講じるとともに、笠間市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

### (環境基本計画との整合)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、各種の施策相互の連携を図りつつ環境基本計画に基づき総合的計画的に行わなければならない。

2 市長は、環境の保全及び創造に関する市の施策を推進するため、年内に総合的な調整を図るための体制を整備しなければならない。(年次報告)

第11条 市長は、市の環境の状況、環境の保全及び創造等に関する施策の実施状況等を明らかにするため、環境基本計画に基づき年次報告書を作成し、公表しなければならない。

## 第3章 環境の保全及び創造を推進するための具体的施策

(公害の防止等)

第12条 市は、公害防止に関し必要な措置を講じなければならない。  
2 市は、市民の健康又は生活環境を損なうおそれのある廃棄物の排出、騒音の発生、化学物質等による大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染等を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

(環境の保全及び創造に資する事業の推進)

第13条 市は、樹林、農地、水辺等の自然環境を良好な状態に保全するよう努めるとともに、野生生物の生態に配慮し、市民が自然と触れ合える場の創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講じるものとする。

2 市は、文化財その他の歴史的遺産の保存、文化的施設の活用等による文化的な環境の創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講じるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

(規制等の措置)

第15条 市は、環境の保全に必要な規制等の措置を講じるものとする。

(監視、測定等の体制の整備)

第16条 市は、環境の状況を的確に把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(調査の実施)

第17条 市は、環境の状況把握等に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(苦情の処理)

第18条 市は、公害その他の環境の保全への支障に係る苦情の円滑な処理を図るよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第19条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第4章 市民等の参加及び協働による取組

(情報の提供及び市民等の意見の反映)

第20条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するよう努めるとともに、環境の保全及び創造に関する施策に市民及び事業者の意見を反映させるため必要な措置を講じるものとする。

(市民、事業者、民間団体及び滞在者との連携)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、市民及び事業者の参加及び協力を求める等これらの者との連携に努めるものとする。

2 市は、市民、事業者及びこれらの者で構成する民間の団体(以下「民間団体」という。)並びに滞在者と協力して、環境の保全及び創造に関する活動を積極的に推進するための体制の整備に努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育、学習等)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに啓発活動の充実により、市民、事業者、民間団体及び滞在者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これに関する活動が自発的に展開できるよう、必要な措置を講じるものとする。

(自発的な活動の支援)

第23条 市は、市民、事業者、民間団体及び滞在者が環境美化活動、再生資源の回収に係る活動、緑化活動、水資源の保護活動等を自発的に行えるよう推進するため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(経済的措置)

第24条 市は、市民及び事業者が環境への負荷の低減を図るために行う施設の整備、研究開発、その他これらに類する活動を促進するため、特に必要があるときは、助成その他の措置を講じるものとする。

第5章 地球環境保全の推進

(地球環境の保全の推進)

第25条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護、酸性雨の調査等の地球環境保全に関する施策の推進に努めるものとする。

(地球環境保全に関する国際協力)

第26条 市は、国、他の地方公共団体、市民、事業者及び民間団体と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第6章 環境審議会

(設置)

第27条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、笠間市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第28条 審議会は、次に掲げる事項に関し、市長の諮問に応じて調査審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第29条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

(委員)

第30条 審議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 民間団体の役員

(2) 学識経験のある者

(3) 事業者

(4) 市議会の議員

(5) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第31条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第32条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第33条 会長は、審議会運営上必要と認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第34条 審議会の庶務は、市民生活部において処理する。

第7章 補則

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年3月19日から施行する

## 資料-2 笠間市環境審議会

### 笠間市環境審議会への諮問

笠環諮問第9号

笠間市環境審議会

笠間市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画を策定したいので、笠間市環境基本条例（平成18年笠間市条例第121号）第9条第3項の規定により意見を求めます。

平成19年11月26日

笠間市長 山口 伸 樹

### 笠間市環境審議会からの答申

平成20年 2月25日

笠間市長 山口 伸樹 様

笠間市環境審議会  
会長 石塚 耕治

笠間市環境基本計画の策定について（答申）

平成19年11月26日付け笠環諮問第9号で諮問のあったことについては、下記のとおりです。

記

環境基本計画の審議にあたっては、環境基礎調査等をもとにした審議資料を慎重に検討しました。

環境基本計画については、市の環境行政に関する総合的な計画であり、「笠間市環境基本条例」の理念の実現を図るため、委員の広範な意見を集約し、環境の特徴と課題、望ましい環境像、環境施策の体系、重点事業、計画の進行管理が明らかになるように配慮しました。

特に、重点事業については、本計画を先導するものとして、具体的な実施内容や各主体の役割、進捗管理指標などの行動計画を定めました。

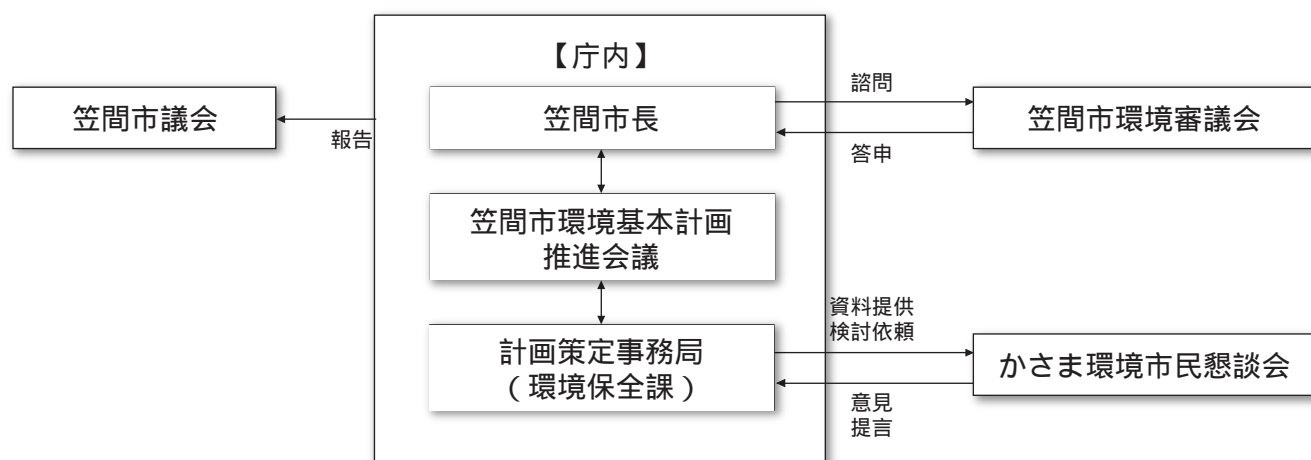
については、本答申に即して環境基本計画を速やかに決定され、市役所庁内すべての部課が一体となって取り組まれるとともに市民・事業者と協働のもと計画に基づく施策を実施・推進される様願います。

なお、施策や事業を安定的かつ継続的に推進していくため、適切な財源の確保を図ることにより施策を具体化されるよう要望します。

# 資料-3 計画の策定体制と経過

## 計画の策定体制

### 計画の策定体制



### 笠間市環境審議会

会長 石塚 耕治      副会長 吉武 和治郎

区分	氏名	所属
民間団体の役員	一柳 克平	かさま環境を考える会代表
	菊地 壽代	ごみを考える会代表
	大月 政明	レジ袋削減運動推進委員会代表
	片岡 洋輝	環境美化推進協議会代表
学識経験者	岡野 博之	笠間市区長会代表
	萩野谷 建夫	笠間市農業委員会代表
	海老原 丈夫	市内小中学校校長会代表
	石塚 耕治	常磐大学教授
	吉武 和治郎	茨城県環境アドバイザー
事業者	小池 忠	笠間市商工会代表
	菊田 定義	笠間地区砕石企業連絡協議会代表
	西山 紀光	茨城中央農業協同組合代表
	志賀 卓朗	日本たばこ産業(株)友部工場代表 (平成19年12月31日まで)
	黒田 和男	日本たばこ産業(株)友部工場代表(平成20年1月1日から)
	岡野 大	岩間工業団地連絡協議会代表
	犬塚 卓	笠間市建設業協力会代表 (平成19年10月31日まで)
	仙波 郁雄	笠間市建設業協力会代表 (平成19年11月1日から)
	市村 浩之	カスミ(株)代表
	吉井 博雄	ジャスコ笠間店代表
市議会議員	海老澤 勝男	笠間市議会議員
	畑岡 進	笠間市議会議員

## 資料-3 計画の策定体制と経過

### ● かさま環境市民懇談会

会長 藤枝 芳房 副会長 甲斐 美敏

氏名	
山野邊 浩平	青木 とみ子
鹿志村 清一	岩藤 節子
一柳 克平	甲斐 美敏
坪野 敏美	大関 久義
藤枝 芳房	岡村 浩
川澄 眞二郎	入江 保
横手 正博	大橋 ひろ子
川端 純爾	飯田 正憲
幾浦 忠男	加藤 哲也
菊地 壽代	大木 清実
大久保悦子	日向 正夫
萩原 瑞子	所 正康
村尾 哲男	山口 秀一

### ● 笠間市環境基本計画推進会議

所属課名	
秘書課	子ども福祉課
職員課	高齢福祉課
企画政策課	保険年金課
情報政策課	健康増進課
行革推進課	市立病院
総務課	商工観光課
財政課	農政課
管財課	農村整備課
税務課	都市建設課
納税課	道路整備課
笠間支所地域総務課	都市計画課
岩間支所地域総務課	水道課
市民課	下水道課
市民活動課	学務課
環境保全課	生涯学習課
笠間支所生活課	スポーツ振興課
岩間支所生活課	会計課
社会福祉課	農業委員会

## ■計画の策定経過

年	月日	主 な 内 容
平成18年	10月24日	第1回 笠間市環境基本計画推進会議
	11月	環境意識調査（市民・中学生・事業者）
平成19年	2月8日	第2回 笠間市環境基本計画推進会議
	3月1日	かさま環境市民懇談会委員公募
	3月23日	第3回 笠間市環境基本計画推進会議
	3月29日	笠間市環境審議会
	5月9日	第1回 かさま環境市民懇談会
	6月1日	第4回 笠間市環境基本計画推進会議
	6月21日	第2回 かさま環境市民懇談会
	7月5日	第5回 笠間市環境基本計画推進会議
	7月18日	第3回 かさま環境市民懇談会
	8月1日	第6回 笠間市環境基本計画推進会議
	8月8日	第4回 かさま環境市民懇談会
	8月24日	第7回 笠間市環境基本計画推進会議
	9月5日	第5回 かさま環境市民懇談会
	10月4日	第8回 笠間市環境基本計画推進会議
	10月10日	第6回 かさま環境市民懇談会
	10月19日	笠間市環境審議会
	11月6日	第9回 笠間市環境基本計画推進会議
	11月6日	第7回 かさま環境市民懇談会
	11月26日	笠間市環境審議会(諮問)
	12月18日	第8回 かさま環境市民懇談会
平成20年	1月	「あなたが実践している環境にやさしい暮らしの知恵・エコライフの工夫」募集
	1月9日	第9回かさま環境市民懇談会
	1月17日	パブリックコメントによる素案に対する意見募集（2月5日まで）
	1月23日	第10回 かさま環境市民懇談会
	2月5日	第11回 かさま環境市民懇談会
	2月7日	政策調整会議
	2月19日	笠間市環境審議会
	2月22日	庁議
	2月23日	かさま環境フォーラム
	2月25日	笠間市環境審議会（答申）
	3月26日	計画決定

## 資料-4 用語解説

### ●アスベスト (P55,56)

石綿。熱に強いこと、電気を通しにくいことから建築資材として使用されたが、吸引すると肺疾患を引き起こしたり肺ガンの原因となることから、昭和55年以降建築材として使用されていない。

### ●雨水浸透施設 (P65)

地下水のかん養を図るため、雨水を地下に浸透しやすくするために道路側溝や雨どい下に設置する施設。

### ●エコ・クッキング (P63,72,79,86)

環境のことを考えて「買い物」「料理」「片付け」を行うこと。【買い物】環境に配慮した製品を優先的に購入する、必要なもの以外は買わない、マイバッグを持参する等。【料理】省エネに配慮して調理する、ごみを出さないよう工夫する等。【片付け】環境に配慮した洗剤を使う等。

### ●エコショップ制度 (P60,68,75,84)

ごみの減量化や資源化など地球環境保全に配慮した事業活動に取り組む店舗のこと。

### ●エコドライブ (P14,66,68,79,88)

急発進や急加速、空ぶかしを避ける、アイドリングストップの実施など燃料の無駄の少ない運転を心掛けることや燃費のよい自動車の選択、相乗りなど、省エネルギーと排出ガス減少に役立つ運転のこと。

### ●エコファーマー (P10,28,29,78)

「土づくり・減化学肥料・減化学農薬」という環境に配慮しつつ農地の生産力を維持・増進する農業に一体的に取り組む農業従事者のこと。

### ●環境カウンセラー (P72,92)

環境カウンセラーとは、市民活動や事業者の中での環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、環境保全活動に関する助言などを行う人材として、環境省の行う審査を経て登録された方々。

### ●環境チケット制度 (P59,60,84)

マイバッグを持参した消費者に環境チケット（1枚2円）を発行し、消費者が寄付したチケットにより市が社会福祉や学校の運営費を支出するというもの。

### ●環境ホルモン (P55,56)

体内に入るとホルモンに似た働きをして生殖機能な

どに悪影響を与えるとされる化学物質の総称で、内分泌攪乱化学物質とも呼ばれる。

### ●環境マネジメントシステム (P57,58,61,67)

企業等が自主的に環境保全に関する取組を推進するに当たり、環境に関する方針、目的、目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいく管理の仕組みで、ISO14001、エコアクション21もその一つ。

### ●キッズISO (P71)

子ども達が家庭や地域で電気・ガス・水道などの省エネ活動を行うプログラム。

### ●グリーンツーリズム (P28,30,78)

みどり豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

### ●景観計画 (P33,34,38,39)

現にある良好な景観を保全し、また地域の特性にふさわしい景観を形成する必要がある地区等について、良好な景観形成に関する方針や行為の制限等を定める計画。

### ●こどもエコくらぶ (P71)

「こどもエコクラブ」とは、2人以上の仲間（メンバー）と、活動を支える1人以上の大人（サポーター）で構成されます。環境省では、平成7年度から「こどもエコクラブ」事業を通じて、地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援しています。

### ●里親制度 (P37,44,74,79,82)

ボランティアの市民や企業が「里親」になり、国・県・市町村が管理している道路や河川敷、公園などの区域を「養子」とみなして美化活動を行う仕組み。

### ●住区基幹公園 (P36)

主として街区内に居住する人の利用に供することを目的とする街区公園、主に近隣に居住する人の利用に供することを目的とする近隣公園、主に徒歩圏内に居住する人の利用に供することを目的とした地区公園の総称。

### ●水田魚道 (P81)

水田と水路や河川を結ぶ魚道のこと。ほ場整備等に



より断たれてしまった水田と水路や河川との生息環境の連続性を取戻すために設けられることが多い。

### ● 3R運動 (P16,59,60,78,79,84)

Reduce (ごみの減量化) Reuse (再利用) Recycle (再生利用) を推進すること。

### ● 生物化学的酸素要求量 (BOD) (P15,47)

河川水や工場排水中の汚染物質 (有機物) が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要とされる酸素量のこと。この数値が大きくなれば水質が汚濁していることを意味する。

### ● ゼロエミッション (P61)

製品の製造過程で発生する廃棄物等をリサイクルしたり、他の産業の原料として活用することにより、最終的に廃棄物をゼロにすること。循環型社会における産業活動のモデルとして取組が広がりつつある。

### ● ダイオキシン類 (P55,56)

有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾパラジオキシンとポリ塩化ジベンソフラン及びコプラナーPCBの総称。ものの焼却等で非意図的に生成され、きわめて毒性が高いため問題になっている。

### ● 地産地消 (P30)

地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。

### ● 中水 (P64)

下水や産業排水を処理した水。水道水と比較すると低水質なため、飲料用にはできないが、水洗トイレ用水、冷却・暖房用水、散水などの雑用水として利用できる。

### ● デポジット制度 (P60)

デポジット制度とは、製品価格に一定金額の「デポジット (預託金)」を上乗せして販売し、製品や容器が使用後に返却された時に預託金を返却することにより、製品や容器の回収を促進する制度。

### ● 透水性舗装 (P64,65)

道路や地表の舗装面上に降った雨水を、間隙が多い舗装材の特質を利用して地中に浸透させる舗装工法。主に都市部の歩道などに使用される例が多く、地下水の保全・かん養や、都市型洪水の防止効果がある。

### ● 都市計画マスタープラン (P35,38,39,52)

市全体の将来像や土地利用、都市施設整備のあり方などを明確にするとともに、地域別の整備方針などを明らかにするなど、都市計画に関する基本的な方針を策定するもの。

### ● バイオディーゼル燃料 (BDF) (P63)

植物油由来の軽油代替燃料のこと。ナタネやヒマワリなどの植物油及び天ぷらなどに使った後の廃油からでも精製できる。

### ● バイオマス (P28,30)

生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で、一般的には「再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をいう。

### ● 排水性舗装 (P15,51)

多孔質な表層から浸透させた雨水を直下の不透水層で路側の排水施設に排水させる舗装。

### ● パークアンドライド (P68)

市街地の自動車交通量を減らすため周辺部に駐車場を整備し、そこでバス、自動車などに乗り継いで目的地に行く方式。

### ● PRT法 (P56)

有害性が判明している化学物質について、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進するための法律。

### ● ビオトープ (P25,26,32,81)

野生生物が安定的に生息できる空間のこと。近年では、河川、道路、緑地、公園などの整備に際しても、ビオトープの維持や再生、創出に配慮した取組がなされるようになっている。

### ● ヒートポンプ (P63,90)

温度の異なる二つの熱源を利用し、冷暖房などを行う装置。通常、二つの熱源の間に気化しやすい液体を循環させ、気化と液化のサイクルを用いて熱を移動させる。温度差エネルギーの活用方法の一つ。

次ページに続く

## 資料-4 用語解説

### ●風致地区 (P9,33,34,36,78)

都市計画法に基づく地域地区の一種で、自然の景勝地、公園、沿岸、緑豊かな低密度住宅地などで都市の風致を維持するために定められた地区のこと。建築物の建築、宅地の造成、木材の伐採に制限がある。

### ●ボランティアU.D 監視員 (P44,83)

市民のボランティアによる不法投棄監視員のこと。建築物の建築、宅地の造成、木材の伐採に制限がある。

### ●ホルムアルデヒド (P56)

強い刺激臭のある引火性の気体で揮発性有機化合物 (VOC) の一種。住宅用建材や家具の接着剤などに広く用いられているが、高温・高湿度条件下で揮発しやすくなり、人の皮膚や眼を刺激するなどの影響がある。

### ●緑の基本計画 (P35,36)

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めることを目的とする計画。

### ●要請限度 (P15,50)

騒音規制法に基づき、市町村長が都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を要請するものとされた騒音レベルのこと。